

第 5 回行政手続部会第 2 検討チームにおける商業登記等の指摘事項

コスト計測対象手続における確認

- ①株式会社の設立の登記、株式会社の役員変更の登記における、年間の申請件数の推移をお示しいただきたい（月単位）
（第 5 回行政手続部会第 2 検討チーム 資料 2）
- ②株式会社の設立の登記、株式会社の役員変更の登記において、オンライン手続とオンライン手続でない場合の補正率をそれぞれお示しいただきたい。（第 5 回行政手続部会第 2 検討チーム 資料 2）

以上